

千葉県消防学校防災啓発資料貸出要領

1 趣旨

この要領は、県民への防災意識の高揚及び災害に対する知識の向上を図るため、千葉県消防学校（以下「消防学校」という。）が管理する防災に関する啓発資料（以下「防災啓発資料」という。）の活用を図るとともに、貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

2 貸出物

防災啓発資料として貸出しする資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災書籍
- (2) 防災映像ソフト（DVD）

3 貸出対象

防災啓発資料を貸出す対象は、次に掲げる者（以下「借受者」という。）とし、借受者が、自身及び地域住民等の防災意識の高揚及び災害に対する知識の向上を図るために利用する場合に貸出すものとする。

ただし、営利を目的として使用する場合は、貸出しを受けることができないものとする。

- (1) 消防学校防災研修センター研修受講者
- (2) 千葉県在住・在勤者
- (3) その他、消防学校長が認めた者

4 借受申込み及び返却手続等

- (1) 貸出しを希望する場合は、「千葉県消防学校防災啓発資料借受申込書（第1号様式）」により、消防学校長に申込むこととする。その際、借受者は、住所・氏名を確認できるもの（免許証、保険証、学生証など）を提示するものとする。
- (2) 前号の借受申込みする場合は、あらかじめ、貸出しを希望する防災啓発資料を電話、ファックス及び電子メールで予約するものとする。
- (3) 防災啓発資料を借受け又は返却する場合は、原則として、電話、ファックス及び電子メールにより、来校日時を事前予約の上、消防学校防災研修センターへ直接訪問するものとする。

ただし、返却については、自宅から消防学校が遠い、消防学校の開校時間に来校できない等のやむを得ない事情がある場合には、郵送等で荷物の追跡が可能な方法で返却できるものとする。その場合の郵送料等は、借受者が負担するものとする。

5 実績報告

借受者は、防災啓発資料を返却するときは、「千葉県消防学校防災啓発資料使用実績報告書（第4号様式）」により使用内容等を消防学校長へ報告するものとする。

6 貸出料

防災啓発資料の貸出しは無料とする。

7 貸出期間

- (1) 貸出期間は、14日以内とする。
- (2) 貸出受付時間は、閉校日及び防災研修センター以外で開催する防災研修（出前講座）実施日を除く日の午前9時から午後4時30分までとする。
- (3) 利用者が貸出期間の延長を必要とするときは、あらかじめ消防学校長の承認を受けなければならない。

8 貸出本数

原則として、1回の貸出しにおいて、貸出しする防災啓発資料は、防災書籍及び防災映像ソフト（DVD）を含めて、3本（冊）以内とする。

9 原状回復又は弁償

借受者は、貸出しを受けた防災啓発資料を棄損し、又は紛失したときは、遅滞なくその旨を消防学校長に報告し、自己の負担により防災啓発資料を原状に復し、又は現品をもって弁償しなければならない。

ただし、原状に復することも現品をもって弁償することもできない場合は、別途協議するものとする。

10 防災啓発資料の管理等

- (1) 消防学校防災研修センター担当者（以下「担当者」という。）は、借受者から貸出しの予約を受けたときは、「千葉県消防学校防災啓発資料貸出予定表（第2号様式）」に所定の事項を記入するものとする。
- (2) 担当者は、防災啓発資料を貸出したときは、「千葉県消防学校防災啓発資料貸出管理簿（第3号様式）」に所定の事項を記入し、貸出しを行うものとする。
- (3) 担当者は、防災啓発資料の貸出しを行うときは、借受者に「（別紙）千葉県消防学校防災啓発資料借受者控え」及び「千葉県消防学校防災啓発資料使用実績報告書（第4号様式）」を手渡すものとし、防災啓発資料が返却される際に、記入された「千葉県消防学校防災啓発資料使用実績報告書（第4号様式）」を回収するものとする。

附則

この要領は、令和元年6月14日から施行する。

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月18日から施行する。

(別紙)

千葉県消防学校防災啓発資料借受者控え

返却期限	令和 年 月 日 (曜日) ※ 16時30分までに返却してください。 千葉県消防学校は、常時一般公開している施設ではありません。 返却のため来校される際には、事前に電話等でご連絡をお願いします。
防災啓発資料 種別・番号 タイトル	書籍・DVD No.
防災啓発資料 種別・番号 タイトル	書籍・DVD No.
防災啓発資料 種別・番号 タイトル	書籍・DVD No.

注 意 事 項

貸出しを受けた場合は、下記事項を遵守してください。

記

- 1 貸出期間を厳守すること。
- 2 返却時に別添「千葉県消防学校防災啓発資料使用実績報告書」により所定の事項を報告すること。
- 3 借受者は、貸出しを受けた防災啓発資料を棄損し、又は紛失したときは、遅滞なくその旨を千葉県消防学校長に報告し、自己の負担により防災啓発資料を原状に復し、又は現品をもって弁償すること。
ただし、原状に復することも現品をもって弁償することもできない場合は、別途協議するものとする。